　第１１号議案

　　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年品川区条例第５９号）の一部を次のように改正する。

　第２条に次の２号を加える。

⑸　特定個人番号利用事務　法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

⑹　利用特定個人情報　法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。

　第４条第１項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、同条第３項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第１の１９の項および２０の項を次のように改める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １９ | 削除 |  |
| ２０ | 削除 |  |

別表第１の２５の項を削る。

別表第２の２６の項および２７の項を次のように改める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２６ | 削除 |  |  |
| ２７ | 削除 |  |  |

別表第３の３の項を削る。

　　　付　則

　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第１、別表第２および別表第３の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

　（説明）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。